

プール安全対策講習会

プールでの事故を防ぐために

西多摩保健所 環境衛生第一・第二担当

講習会のねらい

- ・令和7年7月28日に発生した死亡事故について
- ・同様の事故が発生しないようプールの管理に携わる皆さんは、プールの安全管理等を改めて御確認ください。
- ・管理責任者の方だけでなく、関係する多くの皆さまに共有いただきますようお願いいたします。

先日発生した事故の概要

- ・令和7年7月28日、小金井市内のスポーツクラブ内プールで学童クラブが水遊びに利用中、6歳児童が死亡する事故が発生。
- ・監視は2名で実施（プールサイドに学童のスタッフ1名、水中にスポーツクラブスタッフ1名）。

先日発生した事故の概要

- ・事故は入水開始から約5分後に発生。
- ・児童は、うつ伏せで浮かんでいる状態で発見され、意識不明で緊急搬送されたが、同日22時頃死亡が確認された。
- ・浮かんでいた地点は水深1.2m。
- ・一部に40cmの足台を設置していたが、男児を発見した場所には足台なし。

ヒヤリハット事例

- ・この施設では、昨年も“ヒヤリハット事例”があった。
- ・溺水事故につながりかねない“ヒヤリハット事例”は、保健所が把握しているだけでも少なくない。

事例から学ぶポイント

- 1 危険防止 及び 救助のために監視人を
適当数配置すること
- 2 救命器具は直ちに使用できる状態とし、
緊急時の連絡体制を整えておくこと
- 3 経営者等は、監視人に対して事故防止対策
等について研修及び訓練を行うこと

条例等に係る監視・救護体制に関する規定 (施設基準)

許可
プール

- ・監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、一の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができない場合にあっては、監視所を複数設けること。

【別表 1-1-5】

- ・監視所は、水泳者の安全確保のため、貯水槽の水底を含め、施設又は区域の全体を見渡すことができる位置に設置し、かつ、事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。また、プール等の構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。【通知】

条例等に係る監視・救護体制に関する規定 (措置基準)

許可
プール

届出
プール

- ・危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。【条 5-1-2】
- ・監視人を適当数配置すること。
【別表 2-1-2】
- ・監視所には、専任の監視人を配置し、常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。【通知】

いろいろな形状のプール



監視業務の注意点

- ・監視員の配置は施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定する。
- ・監視所は、施設の規模、プールの形状などにより必要に応じて、全体が見渡せる位置に相当数設ける。

監視員の業務

- ・「安全確保」及び「事故防止」のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- ・事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- ・利用者の年齢や体格等に応じ、入泳エリアの指示、保護者等の付き添いを求める。
- ・禁止事項や留意事項など、決まりを守るよう利用者への指導を行う。

条例等に係る監視・救護体制に関する規定 (措置基準)

許可
プール

届出
プール

- ・救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。【別表 2-1-3】
- ・救命器具は、監視人が事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管し、常に適正に使用できる状態であること。【通知】

条例等に係る監視・救護体制に関する規定 (措置基準)

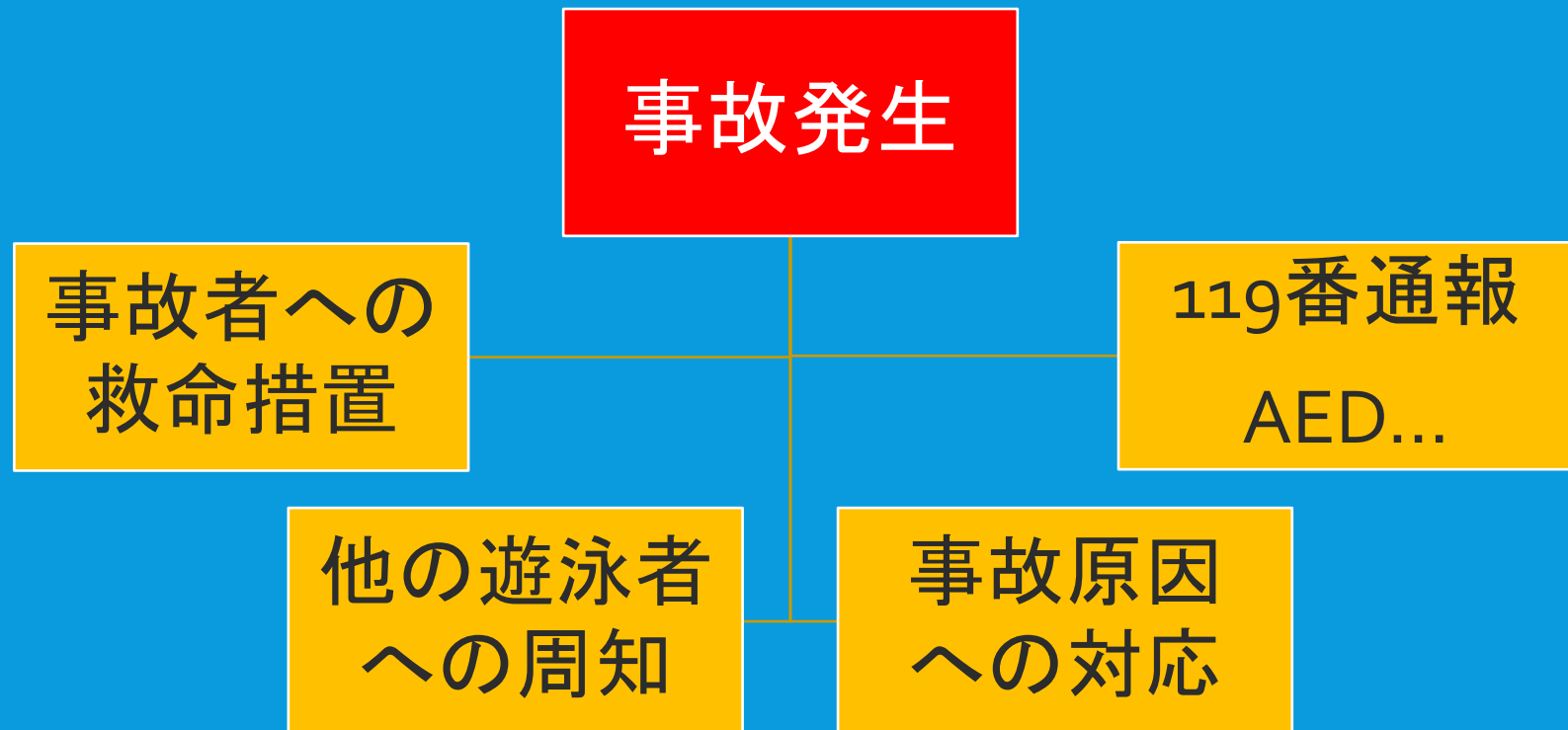
許可
プール

届出
プール

- ・救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。【別表 2-1-9】
- ・経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。【通知】

事故発生時の対応

事故が発生した場合、事故者への対応と共に、二次被害を防止する必要があります



条例等に係る監視・救護体制に関する規定 (措置基準)

許可
プール

届出
プール

- ・ 経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助並びに衛生管理等に必要な事項の知識及び技術等について、施設又は区域に即した研修及び訓練を行うこと。【通知】
- ・ これに加えて、保健所及び消防署等の外部機関で実施される講習を受講するなど監視人の研修及び訓練の一層の充実を図ることが望ましい。【通知】

監視員への研修・訓練の内容

- ・ プールの構造 及び 維持管理
- ・ 施設内での事故防止対策
- ・ 緊急時の措置と救護
- ・ （緊急事態の発生を想定した） 実地訓練
- ・ “ヒヤリハット事例” からの学びと共有

質問

あなたは今、あなたの働くプールの監視員として、プールサイドにいます。

次の画面に緊急時に重要な設備を示します。

施設内のどこにあるか、あなたはすぐにわかりますか？

これは施設のどこにありますか？

ろ過循環ポンプの
停止スイッチ

事故発生時
マニュアル

担架

遊泳者へ危険を
知らせる放送設備

119番通報できる
電話

救助用浮き具

いかがでしたか？

もし、わからなかったものがあるならば、事故時の対応に手間どるかもしれません。

研修・訓練の内容や体制を今一度、見直しましょう。

事故防止の考え方

- ・事故やヒヤリハット発生 → 記録を残す
- ・安全管理に携わる全ての従事者で情報共有
- ・原因を見出し、対策を考える
- ・マニュアルや研修内容に落とし込む
- ・新たな対策の周知と運用

悲しい事故が起こらないこと

みなさんと我々の
最大の願いです

6月の講習会もまだ視聴できます

- ・6月の講習会の動画にも安全対策に関する内容があります。
- ・安全対策以外にも、衛生管理や感染症についてのコンテンツもあります。
- ・この動画のYouTubeの概要欄に申込みURLがあるので、申し込んでいただくと視聴用URLをお送りします。

受講施設・受講者数の把握にご協力
ください



<https://logoform.jp/form/tmgform/1162970>